

参考資料 3

我が国における情報管理に関する

各種ガイドライン等について

事業者は、その事業活動や研究活動を通じて、不正競争防止法上の営業秘密や、個人情報の保護に関する法律上の個人情報など、多種多様な情報を保有・管理している。現在、経済産業省をはじめとする公的機関等により、各種情報に関し、その流出防止や取扱いに関する法令遵守など、法令上の目的等に基づき各種のガイドラインや指針（以下「ガイドライン等」という。）が策定・公表されている。

事業者においては、こうしたガイドライン等を参照することが求められているところ、情報の種類とガイドライン等との対応関係を明らかにすることによってその情報管理・取扱いの在り方に関する整理・把握に資するべく、これを概観できる表及び図を示すこととする。

1. 情報管理に関する各種ガイドライン等の整理

事業者における情報の管理や取扱いに関するガイドライン等には様々なものが存在しており、それぞれ固有の目的のために独立して策定されている。別添1において、ガイドライン等の目的や、対象としている情報の種類及び産業等を示した上で、その情報の管理や取扱いに関する義務の有無・内容や推奨している管理体制・措置について整理している。また、別添2において、事業者が保有する情報をその種別ごとに区分することによって、その全体像を概観するとともに、区分された領域が示す情報と、別添1にて示されたガイドライン等との対応関係を把握しやすくしている。

実務の現場においては、例えば事業者が保有する顧客情報は、営業秘密という観点からの管理と個人情報保護法という観点からの管理が要請される場合があるように、同一の情報でも異なる観点から異なる要請が求められる場合がある。別添1、2を活用することにより、事業者が情報管理体制を整備する際に、その目的や情報の種類に対応したガイドライン等を適切に参照することによって、効率的な管理の在り方を整理・把握することが期待される。なお、情報の取扱いに関して規定したガイドライン等は他にも存在しているところであるが、別添1では主なものを対象としており、網羅的なものではない。

2. 留意点

(1) 本資料においてその分野の代表的なガイドラインのみを示しているもの

① 個人情報保護に関する各分野のガイドライン

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援し、事業者等が講じるべき措置の適切かつ有効な実施を図るために、事業分野ごとに具体的なガイドラインが示されている。事業者はこれらに基づき、適切に管理体制の構築を推進する必要がある。

また、ガイドラインを補完することを目的とした指針や基準も、その対象を細分化

する形で多く策定されているところである¹が、別添1では、これらを代表して「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」のみを示している。

② 情報セキュリティに関するガイドライン

情報化社会の進展に伴い、経済産業省において「情報セキュリティ総合戦略」がとりまとめられ、セキュリティ管理・監査やシステム管理・監査のためのガイドラインや基準が多数策定・公表されているところである²が、別添1では、これらを代表して事業者が情報セキュリティガバナンスを確立する際に取り組むべき行動の指針を示した「情報セキュリティガバナンス導入ガイダンス」のみを示している。

(2) 本資料で示しているもののほか参照することが望ましいガイドライン等

本資料では、主として事業者が情報を管理する体制を整備するための手法を述べたガイドラインを整理して示しているが、このほか、事業者においてその情報を適切に取扱うためには、以下に記載する主なガイドライン等を必要に応じて参照することが望ましい。

- ・知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成22年1月改正 公正取引委員会）³
- ・電子商取引及び情報取引等に関する準則（平成23年6月改訂 経済産業省）
- ・下請適正取引等の推進のためのガイドライン（業種別）（経済産業省他）⁴
- ・先使用权制度の円滑な活用に向けて～戦略的なノウハウ管理のために～（平成18年6月 特許庁）

¹ 個人情報保護に係る分野別ガイドラインの一覧については消費者庁のホームページを参照されたい。なお、各分野のガイドラインの足並みを揃えることを目的とし、内閣府より「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」が公表されている（<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/22-sekou.pdf>）。

² 経済産業省が公表している情報セキュリティに関するガイドラインや指針等については以下のホームページを参照されたい（http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/sec_gov-TopPage.html）。

³ 独占禁止法上の指針については、「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」等、他にも技術の取扱いについて触れた指針等が公表されており、以下のホームページを参照されたい（<http://www.jftc.go.jp/sosiki/houreiindex.html>）。

⁴ 下請適正取引等の推進のためのガイドラインの産業別一覧については、中小企業庁のホームページを参照されたい（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/ShitaukeGuideLineGvoushu.htm>）。

我が国における情報管理に関するガイドライン等一覧

別添1

	公表年	文書提示機関	目的・特徴	対象とする情報の種類	産業の特定	遵守レベル	求められる措置	文書内で示された管理の水準※		
								基本方針	対策基準	具体的取組
A 組織の情報全般を扱うもの										
1	2009	経済産業省	組織が効率的に情報セキュリティマネジメント体制を構築し、適切な管理策の整備と運用を行えるよう情報セキュリティマネジメントの基本的な枠組みと具体的な管理項目を規定したものの。	企業が保有する情報全般	全産業	遵守義務はないが、組織体として情報セキュリティ管理体制が整備されていると外部から認識されるためにはおさえておくべきである。	JISQ27001,JISQ27002に準拠した形で網羅的かつ具体的に組織が備えるべき管理体制を列挙している。			
2	2009	経済産業省	組織がアウトソーシングを検討、実施する際に対応を検討すべきリスクの提示及びアウトソーシング先に求める対策等、事前検討事項、及びその実施方策等を示したものの。	企業が保有する情報全般	全産業	遵守義務はない。	組織がアウトソーシングを検討する上での具体的に検討すべき事項について列挙している。			
3	2006	JIS (ISO/IEC) (国際標準規格)	組織が保有する情報資産についてのリスクを分析し、それをマネジメントする手順を示すもの。	企業が保有する情報全般	全産業 (認定は部門ごとでも可能)	この規格に基づき、ISMS認証を希望する場合は一定の水準を満たす管理体制を構築する必要がある。	情報セキュリティマネジメントシステムを構築し運用するために必要な具体策を列挙している			
4	2006	総務省	職場外でパソコンを使用する際に想定される危険性を前提に、モデルケースとしての対策等を例示するもの。	企業が保有する情報全般 (パソコンで扱う情報)	職場外で従業員がパソコンを使って業務を行う企業	遵守義務はない。	技術的・組織的・人的管理方針を概括的に示しているが、職場外でのPC使用時の留意点を示しているため、物理的管理に関する記述は少ない。			
5	2009	IPA	中小企業で実施しなければいけない最低限の情報セキュリティ対策を25項目に絞込んだもの。	企業が保有する情報全般	全産業	遵守義務はない。	中小企業が最低限行うべき情報セキュリティ対策を挙げ、チェックシートで自社診断を行うことで、セキュリティ対策レベルを自己評価する。			
6	2005	IPA	「中小企業における組織的な情報セキュリティ対策ガイドライン」の上位ステップであり、組織の情報セキュリティ対策実施状況を、自らが評価し、望まれる水準に対する自組織の達成レベルや他組織との相对比较ができる自己診断ツール。25の評価項目は、ISO/IEC27001付属書Aの管理策(133項目)をベースに作成されている。	企業が保有する情報全般	全産業	遵守義務はない。	組織の情報セキュリティマネジメントシステムの実施状況を、自らが評価する自己診断ツール。			
7	2009	IPA	「5分でできる情報セキュリティ自社診断シート」の上位ステップであり、情報セキュリティ事故が自社のみならず取引先にまで大きな迷惑をかける可能性のある中小企業を対象とする。	企業が保有する情報全般	全産業	遵守義務はない。	中小企業として共通して実施すべき対策と、企業ごとにそれぞれの特徴を考慮して実施すべき対策をまとめたもの。			
B 営業秘密を扱うもの										
1	2003策定 2011改訂	経済産業省	不正競争防止法上の営業秘密として法的保護を享受し得る情報管理水準を示す。	営業秘密	全産業	指針に沿った秘密管理を行うことで、不正競争防止法上の保護を受けることが可能となる。	管理方法について具体的に列挙されているが網羅的ではない。			
2	2004策定 2011改訂	経済産業省	各大学における営業秘密の管理体制の整備のための指針を提示する。	営業秘密	大学	「営業秘密管理指針」に準ずるが、大学特有の事情を考慮する必要がある。	営業秘密管理指針と同様			

C 主に個人情報情報を扱うもの

1	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン ※個人情報保護に関するガイドラインは分野毎に複数存在することに留意	2004策定 2009改訂	経済産業省 他	個人情報保護法等を踏まえ、経済産業分野における事業者等が行う個人情報の適切な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な指針を提示する。	個人情報保護法第2条にいう「個人情報」	各産業(ガイドラインごとに異なる)	事業者は、一定の規模を超える個人情報情報を遵守する義務を負う。	具体的な管理項目が列挙されており、「義務」規定と「推奨」規定に分かれている。				
2	JISQ15001:2006	2006	JIS(国内標準規格)	個人情報保護をすすめるために必要とされる要求事項を定めたものである。	個人情報	全産業	プライバシーマークの取得を希望する場合は個人情報保護法を適切に遵守しうる水準の個人情報保護マネジメントシステムを構築する必要がある。	JISQ15001に基づく、組織が取るべき具体的措置が列挙されている。				

D 主に技術情報・ノウハウを扱うもの

1	技術流出防止指針	2003	経済産業省	企業が海外展開等に伴い意図した又は想定していた技術移転の範囲を超える意図せざる技術流出の防止を目指す。	先端的技術が化体された最終製品・部品、設計図情報・製法等の生産技術・ノウハウ、先端製造設備等に含まれる技術・ノウハウ	主に技術や生産ノウハウを有する製造業(海外での活動を行っている企業)	遵守義務はない。	管理方法に関する具体的な記述は少なく、技術流出防止に関する心得を記載しているもの。				
2	金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針	2002	経済産業省	金型の製造委託取引において「意図せざる技術流出」を防ぐため、金型図面取引等の取引や金型技術の管理保護の具体的な方法について提示する。	主に技術情報	金型産業	遵守義務はない。	技術の特許・意匠等の知的財産権を取得して保護することを推奨すると同時に、「金型図面等のうち、秘密として管理されている非公知の有用な技術上又は営業上の情報は、(略)・マル秘マークを付したり、機密保持契約を締結するなど、金型図面を営業秘密として取り扱うよう」示している。				
3	素形材企業のための技術・ノウハウ保護ガイドブック	2009	経済産業省	素形材企業が海外進出するにあたり、技術の流出を防止するための基本を示す。	設計・開発技術、試作技術、品質管理、生産性等の技術・ノウハウ	素形材産業	遵守義務はない。	チェックリスト形式で、素形材企業が海外進出を行う上での留意点を記載している。管理方法については、網羅的ではないが、大まかに理解することができるよう示されている。				

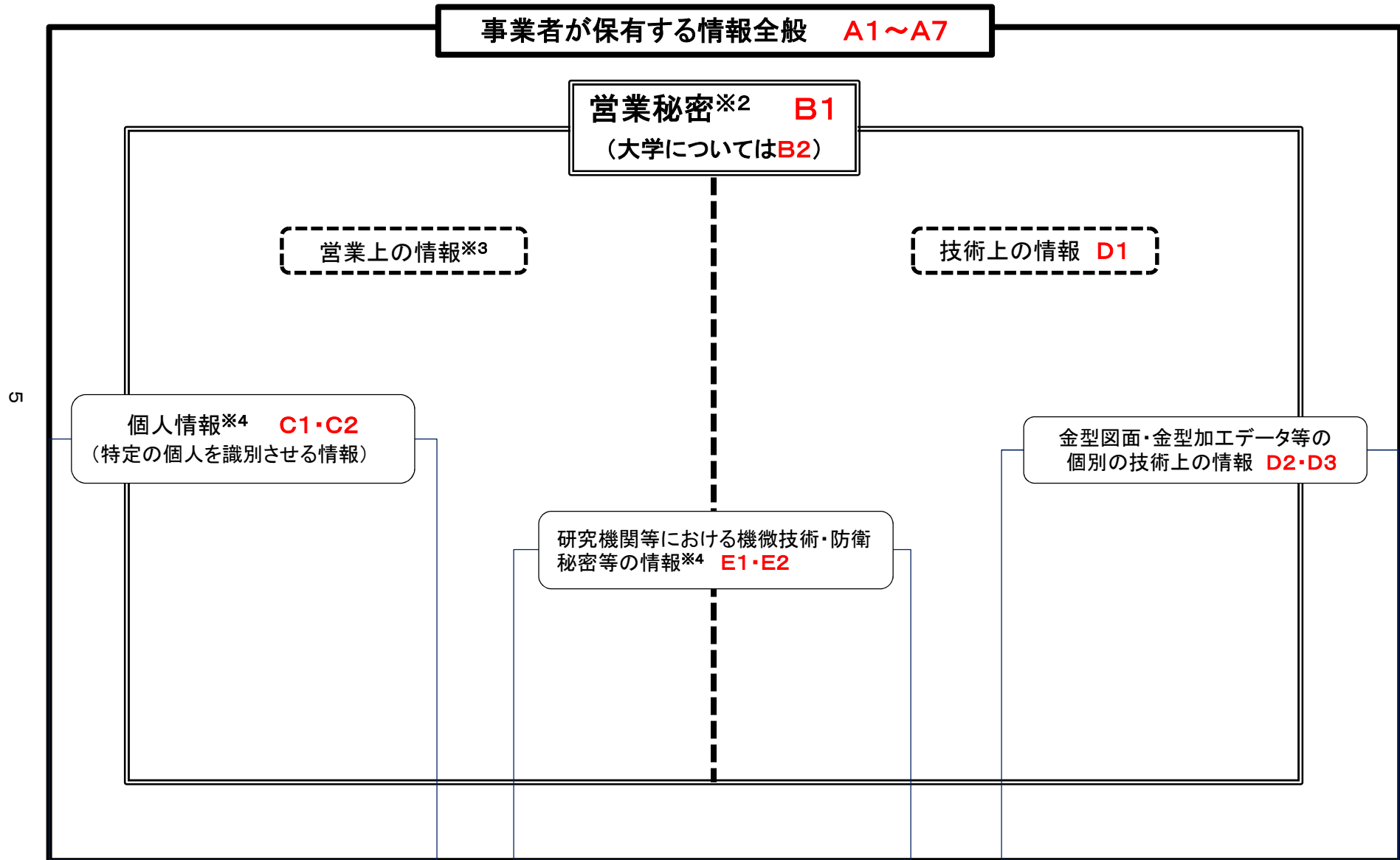
E 研究機関等における機微技術等を扱うもの

1	安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)	2010	経済産業省	大学・研究機関における安全保障貿易管理に係る機微技術管理の参考に資することを目的に、外為法や輸出者等遵守基準などの法令に則した対応を行うための手引きとなるもの。	技術情報のうち、外為法上対外取引が規制されているもの。具体的には、外国為替令別表に掲げる技術。	技術情報のうち、外為法上対外取引が規制されているものを扱う大学・研究機関	抵触した場合、外為法上違法となるおそれがある。	保有する技術が外為法の規制対象技術に該当するかどうか確認する「該非判定」や技術提供が核兵器等の開発等に用いられるおそれの確認など、安全保障貿易管理に特有の管理に係る記述と併せて、一般的な情報管理体制についても言及されている。				
2	装備品の調達にかかる秘密保全対策ガイドライン	2007	防衛省	自衛隊法・日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法にいう防衛秘密・特別防衛秘密及び防衛省における秘密の保全又は保護を万全ならしめるために示されるもの。	防衛秘密・特別防衛秘密及び防衛省における「秘密」	各法律・訓令において定義された情報を扱う産業	抵触した場合、自衛隊法等上で違法となるおそれがある。	物理的・人的・環境的について管理方針を記載している				

※文書内における、情報管理に関する具体的な記述水準を示したものであり、それぞれ以下の目安の通りである。
基本方針…管理する意義や目的を記載しているもの
対策基準…管理の方針について概括的な方針を記載しているもの
具体的取組…管理のために個別具体的に講じるべき管理手法を記載しているもの

事業者が保有する情報の分類について※1

別添2



- ※1 事業者は、各情報(A~E)の枠内で囲まれた領域に対応するガイドライン類(別添1)を参照する必要がある。
- ※2 事業者が保有する情報は、事業活動に有用な非公知情報を秘密管理することで営業秘密となる。
- ※3 営業上の情報とは、技術上の情報以外の経営戦略、顧客、営業、管理(人事・経理など)に関する情報等をさす。
- ※4 これらの情報の取扱いに際しては、外為法や個人情報保護法等により、法律上の義務等が課されることに留意すべきである。